

大正二年四月十四日

明治十八年四月十四日  
第 四百七十七号

明治十八年四月十四日

長村國彦治印

鐘樓堂轉地 名 管轄願

紀伊郡上島羽村三百七番地

日蓮宗 本山妙覺寺 實相寺

該寺境內鐘樓堂現在地法務方ノ邊  
不都合有之故ニ付別紙圖面朱引ノ位  
置ニ轉地致旨破損ニ及所管轄任先務條  
此段連署ヲ以テ奉願也

右實相寺住職

明治十八年四月十四日

上野日隨



鐘樓堂轉地及管轄其書

紀伊郡上島羽村

實相寺

一金拾二圓七拾錢 移轉費

一金拾五圓五拾錢 石工荒手傳手間

一金廿壹圓 石代

一金七圓五拾錢 瓦代 木代

合計金五拾六圓七拾錢

右費額信徒有志寄附金ヲ以テ別紙願之通リ  
署名仕度也

紀伊郡上島羽村

檀家總代 大橋三良兵衛



同村

日 大橋巳之助



同村

日 大橋宗兵衛



京都府知事北垣國道殿



庶第 八十五号

書面類之趣聞届候事

明治十八年四月廿一日

京都府知事北垣國道



境內除地五百六坪

寶相寺

